

申請は
お済みですか?

川口市新型コロナウイルス緊急経済対策

川口市感染防止対策協力金

埼玉県感染防止対策協力金（第1期）支給決定事業者が対象

埼玉県による12月4日から17日の営業時間短縮の要請に全面的に協力し、埼玉県感染防止対策協力金(第1期)の支給決定を受けた市内の「酒類の提供を行う飲食店」「カラオケ店」に対し、1店舗当たり、一律“14万円”の協力金を支給します。

締め切り **3月1日(月)まで** (郵送申請は消印有効)

対象者

埼玉県感染防止対策協力金(第1期)の支給決定を受けた事業者

※埼玉県の協力金への上乗せ支給であるため、**川口市のみの申請は不可**

- ◆短縮要請期間 令和2年12月4日(金)午前0時から12月17日(木)午後12時まで
- ◆営業時間 午前5時から午後10時まで

▼感染拡大防止のため、**電子申請・郵送申請**にご協力ください。

① 電子申請

川口市感染防止対策協力金ホームページ

川口市 協力金



② 郵送申請

郵送先…〒332-8601 青木2-1-1 川口市役所 経済部 産業振興課

③ 窓口申請 (第一本庁舎5階 産業振興課) ※①または②が難しいかたに限りです。

受付方法

用意するもの

- 感染防止対策協力金申請書兼請求書(電子申請の場合は不要)

※第一本庁舎(5階 産業振興課)、支所、川口駅前行政センター、市保健所で配布。
市ホームページからダウンロードもできます。

- 埼玉県感染防止対策協力金(第1期)の**支給決定通知**(郵送申請・窓口申請の場合はコピーが必要です)

※支給要件などの詳細は、市ホームページまたは申請書類をご覧ください。

※詐欺や悪質商法にはご注意ください。

※埼玉県が12月18日(金)以降、追加で行う協力金は**当協力金の対象ではありません**。

問い合わせ…産業振興課 ☎048-259-9018

